

福島県企業局中間検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「福島県企業局工事検査実施要綱（平成21年10月1日付け21企業第891号。以下「要綱」という。）」第3条で規定する検査のうち中間検査に関して、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 中間検査は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）」に基づき出来型、品質及び適正な施工を確保するため工事施工中の重要な変化点等で実施するものとする。

(対象工事)

第3条 中間検査の対象とする工事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 竣工検査時に出来型、品質の確認が困難となる工事
- (2) 債務負担工事等で工期が1年以上となる工事
- (3) その他契約権者又は局長が必要と認める工事

(中間検査の実施時期)

第4条 中間検査は当該工事の主要工種等の確認項目を考慮し、施工段階の重要な変化点で実施される段階確認の実施時期に行うこととする。

(中間検査の検査員)

第5条 検査を実施する者（以下「検査員」という。）は、契約権者若しくは契約権者が指定する職員又は出納員とする。ただし、工事等の請負金額（解体工事の請負契約を除く。）うち、1件の契約金額が2,000万円以上（建築物の工事にあつては、1,000万円以上）のものに係る工事の検査については、局長又はその所属職員とする。

(中間検査の請求)

第6条 契約権者は、前条ただし書きにある工事の中間検査をする必要が生じたときは、要綱第1号様式に中間検査箇所表（第2号様式）を添付して、局長に検査の請求を行わなければならない。

(中間検査の通知)

第7条 前条の規定により中間検査の請求があつたときには、局長は、中間検査が必要と認めた工事について、検査員及び検査実施日を指定し、検査を行わせるものとし、その旨を中間検査箇所表に記載して要綱第3号様式により通知するものとする。

2 局長が、工事を適正に施工させるため工事施工状況について中間検査を行うときは、当該工事に係る契約権者と中間検査実施日を協議し、検査員を指定して検査を行わせるものとし、その旨を中間検査箇所表に記載して要綱第3号様式により通知するものとする

3 契約権者は、前二項の通知があつたとき又は中間検査を行うときは、工事検査立会通知書（要綱第5号様式）により、工事請負者に対し当該工事の立ち会いを求める旨の通知をしなければならない。

(中間検査の実施)

第8条 中間検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比してその適否を判断する。

- 2 検査員は、検査を行うときには、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 工事の出来形
 - (2) 工事の品質
 - (3) 工事の出来ばえ
- 3 監督員は中間検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。
 - (1) 出来形図又は出来形計測資料
 - (2) 施工管理の資料
 - ア 出来形管理
 - イ 品質管理
 - ウ 工事写真
 - (3) 設計図書で指示した工事用材料の試験結果
 - (4) 上記以外の使用材料に関する資料
 - (5) 設計図書で指示した施工立ち会いの記録
 - (6) 社内検査結果資料
 - (7) その他の検査員の指示するもの
- 4 中間検査の過程で検査員が必要と認める場合は、工事の実施状況について関係資料の提示を求めることができる。

(中間検査結果の通知)

第9条 検査員は、中間検査を終了したときは、遅滞なく中間検査調書（第7号様式）により、当該契約権者に通知しなければならない。

- 2 検査員は、中間検査の結果、工事の施工が設計図書等に適合しない場合及び指導事項があるときは、中間検査調書に記載するものとする。

(中間検査結果の復命)

第10条 検査員は、中間検査を終了したときは、速やかに契約権者又は局長に復命しなければならない。

(中間検査と竣工検査等との関係)

第11条 中間検査で確認した出来型、品質等については、竣工検査、一部竣工検査又は既済検査での確認を原則として省略するものとする。ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

附則

この要綱は平成22年12月28日より施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。